

認定制度委員会

委員長 松尾浩一郎

近年の超高齢社会の到来により、歯科医療のニーズは急激に変化してきました。現在の高齢者歯科医療では、基本的な歯科診療技術に加えて、全身疾患や内服状況を把握し、摂食嚥下障害への対応も求められます。また、近年注目されるようになってきたサルコペニアやフレイルに対応するために、栄養の知識も必要です。このように対象患者の多様化に対応するためには、卒前の基本教育だけでは難しく、継続的な卒後教育が必要とされます。



卒後のアドバンスドの高齢者歯科医療に関する研修システムの位置付けとして、日本老年歯科医学会では、認定医と専門医の制度が制定されています。「認定医」とは、高齢者に必要とされる歯科医療について“基本的”な知識と診療技術を修得した歯科医師と定義され、「専門医」とは、その“専門的”な知識と診療技術を修得した歯科医師と定義されています。老年歯科の専門医とは、決してゴッドハンドをもつようなスペシャリストを意味するのではなく、高齢社会に対応できる総合的な診療能力を有する歯科医師だと考えます。そのため、専門医教育では、1) 高齢化と社会、2) 老化と身体、3) 歯科訪問診療、4) 摂食嚥下リハビリテーションの4項目に関するすべての研修を実施することが義務付けられています。

2017年の8月3日現在で、認定医が190名、認定制度指導医38名、専門医が53名、専門医制度指導医185名（重複なし）となっています。認定医や専門医を取得した先生たちが、地域での教育や連携の核となり、高齢者歯科医療が広がっていくことが今後重要と考えます。

そのため、本学会では、支部会や本部主催の認定セミナーを数多く開催しています。また、委員会では、地域で開業されている先生方が、認定医や専門医を取得しやすくする研修システムを議論しているところです。高齢者歯科医療についての知識と診療スキルを有する認定医と専門医がますます増えていくように、認定制度委員会として今後も啓発に努めてまいりたいと思います。